4　競争に参加できない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者
⑵　予決令第71条第１項に該当すると認められる者
5　競争参加者の資格及び審査
参議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成８年12月26日議長決定）により行う。
6　資格審査結果の通知
資格審査の結果を文書により通知（返信用封筒の送付先に郵送）する。
7　資格の有効期間
平成25年４月１日から平成27年３月31日までとする。
なお、随時申請の場合は、資格を付与されたときから平成27年３月31日までとする。
8　申請書等の提出先、競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
〒100―0014　東京都千代田区永田町１―11―16　参議院管理部営繕課・電気施設課契約係
電話03（5521）7536

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において経済産業省所管における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 24 年 11 月 30 日
経済産業省大臣官房会計課長　松永　　明
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分
⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する28種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償コンサルタント業務
2　申請の時期
⑴　定期の申請時期は、平成25年１月９日から平成25年１月31日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
また、インターネットを使用して申請する場合は、パスワード申込受付期間を平成24年11月１日から平成24年11月30日までとし、申請用データ受付期間を平成24年12月３日から平成25年１月15日とする。ただし、休日及び平日の午後５時から午前９時の間はシステムを運休する。
⑵　随時の申請時期は、平成25年２月１日以降とする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku.html
また、インターネットを使用して申請する場合は、次のアドレスにアクセスし、平成24年11月１日午前９時から平成24年11月30日午後５時までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日午前９時から平成25年１月15日午後５時までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
建設工事
https://www.pqr.mlit.go.jp/
測量・建設コンサルタント等業務
https://www.pqrc.mlit.go.jp
⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とし、平成25年１月31日当日消印有効）により提出すること。なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。
また、インターネットを使用して申請する場合は、⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、添付書類として以下に掲げる①の二のトを次の送付先にファクシミリにより送信する。
送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
【建設工事】
電話番号06―7507―1070
ＦＡＸ番号06―7506―9497
【測量・建設コンサルタント等業務】
電話番号048―600―6670
ＦＡＸ番号048―600―6680
①　建設工事に係るもの
一　申請書
二　添付書類
イ　営業所一覧表
ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）
ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ニ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のもの。ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）
なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。
ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日から直近のもの。）
ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）
ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの
一　申請書
二　添付書類
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）
ホ　登録証明書等又はその写し
ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。））
ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税